

補助金チェックシート 産業文化部 農林水産課

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | H27年度 予算額 (千円) | | |
|----|-------|--------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------|------|--|--|-----------|-------|-------|----------------------|---|-------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 1 | 農林水産課 | 農業共済組合補助金 | 香川県農業共済組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 農業災害補償法に基づき農作物共済、家畜共済等を実施することにより農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資すること。 | 香川県農業共済組合の運営に対する補助金。 補助率 定額 | 3,166 | 3,155 | 3,155 | (1)継続するもの | ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等 | 3,155 |
| 2 | 農林水産課 | 農業生産組織活動事業補助金 | 香川県農業協同組合丸亀支店生産婦人部 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 農業の発展と安全・安心できる豊かな暮らし作りのため、農業に関する知識の向上を図り、魅力ある農業経営を築く。 | 香川県農業協同組合丸亀支店生産婦人部の運営に対する補助金。 補助率 定額 | 130 | 130 | 130 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 130 |
| | | | 香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 丸亀農業振興のため、農地有効利用を行い技術の向上に努め、地域農業の発展に努めるとともに、積極的な農業問題の解決にとり組み、農業の先駆者となることを期待する。 | 香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部の運営に対する補助金。 補助率 定額 | 130 | 130 | 130 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 130 |
| 3 | 農林水産課 | 生活研究活動事業補助金 | 丸亀市生活研究グループ連絡協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 農村女性の持つ知恵、技、経験を活かし、住みよい環境づくりにつとめている。今後は食育に力をいれ次世代への継承につながると思われる。 | 丸亀市生活研究グループ連絡協議会の運営に対する補助金。 補助率 定額 | 210 | 285 | 285 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 300 |
| 4 | 農林水産課 | 経営所得安定対策等推進事業費補助金 | 丸亀市地域農業再生協議会 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H25 | 国において平成25年度から経営所得安定対策制度の実施に伴う推進活動のうち事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要経費を助成することを目的とする。 | 経営所得安定対策制度の実施を行う丸亀市地域農業再生協議会に対する補助金。 補助率 定額 | 6,343 | 5,743 | 5,743 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 6,200 |
| 5 | 農林水産課 | 力強い水田農業条件整備事業補助金 | 事業実施主体 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H23 | 力強い水田農業の確立を目的として、米麦生産力の確保を図るため、需用に見合う米麦生産の確保、売れる米づくりの推進及び水田農業における担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化などに対し香川県力強い水田農業対策事業と併せて支援する。 | 認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する農業機械等に対する補助金 県補助率30%、1/3市補助率15/100 | 11,403 | 4,084 | 0 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 6,921 |
| 6 | 農林水産課 | 米麦生産振興総合対策事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 水稲における害虫の一斉駆除による被害防止及び麦類の優良種子導入による作付面積拡大と高品質生産を図ることを目的とする。 | 良質麦の種子購入及び病虫害防除薬剤購入等に対する補助金 補助率 5/100～15/100 | 2,951 | 2,776 | 3,041 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 3,466 |
| 7 | 農林水産課 | 園芸特産物生産振興総合対策事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 本市において栽培されている様々な園芸特産物の生産性向上と、高品質化を図るために優良種苗の導入や施設園芸における被覆資材の更新を積極的に行うことで農家の収益向上に繋げ、地域農業の発展を目指すことを目的とする。 また、農業生産資材の不法投棄等をなくし、環境に配慮した農業の確立を目指す。 | レタス、玉ねぎなどの指定野菜の種苗購入及び農業資材廃棄物処理費用に対する補助金 補助率15/100 | 1,931 | 2,676 | 1,749 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 3,380 |

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | 説明 | H27年度 予算額 (千円) | |
|----|-------|----------------------|---|-----------------------------------|-----------|------|--|--|-----------|--------|--------|-----------|---|--------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 8 | 農林水産課 | 果樹産地総合振興事業補助金 | 果樹生産農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 本市の特産品の「桃」について高品質生産及び極早生品種の導入による、他産地に出荷のない時期に出荷することで、市場における優位販売を行い、強い産地の確立を目指すことを目的とする。 | 本市の特産物である桃の生産拡大及び品質向上のため二重袋及び苗木購入に対する補助金補助率15/100 | 1,365 | 1,350 | 1,195 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 1,686 |
| 9 | 農林水産課 | 農業経営基盤強化資金利子助成金 | 認定農業者 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H5 | 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成・支援することを目的とする。 | 農業経営基盤強化資金の借入れに係る利子助成金 県補助率1/2 市補助率1/2 | 201 | 174 | 143 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 150 |
| 10 | 農林水産課 | 認定農業者等農地集積支援事業補助金 | 認定農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 農地の流動化を促進し、利用権等の集積を通じて農業の担い手の育成・確保及び農地の有効利用を図り、もって地域農業の振興と農業構造の改善に資することを目的とする。 | 農地の有効利用を図るため、認定農業者等が農地集積を行った場合に補助金を交付する。補助率 10,000円/10a | 1,239 | 2,602 | 1,490 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 2,050 |
| 11 | 農林水産課 | 農業経営研究活動事業補助金 | 丸亀市農業経営者協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 自立経営志向農家の経営向上のため、自主的な学習等を推進することで、農業経営の健全な発展と、長期的安定を図り、農業経営者としての社会的地位及び経営基盤の確立に資することを目的とする。 | 丸亀市農業経営者協議会の運営に対する補助金。補助率 定額 | 400 | 400 | 400 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 400 |
| 12 | 農林水産課 | 高品質園芸作物生産拡大条件整備事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。 | 認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の農業機械及び施設等に対する補助金 県補助率1/3 市補助率15/100 | 11,469 | 37,831 | 13,151 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 38,012 |
| 13 | 農林水産課 | 園芸産地づくり強化対策事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 園芸主要品目の産地づくりの推進を目的とする。 | 市特産の園芸作物の品質を向上させるために導入する農業用施設・機械の導入等に対する補助金 市補助率15/100 | 0 | 0 | 1,697 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 2,100 |
| 14 | 農林水産課 | 肉用牛産地育成事業補助金 | 香川県農協丸亀地区肉牛研究会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 肉牛肥育農家相互扶助と共同の精神に基づき、丸亀地区肉牛肥育事業の振興並びに販売面の統一・拡張改善を図り、農家経営の発展と経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。 | 香川県農協丸亀地区肉牛研究会の運営に対する補助金。補助率 定額 | 360 | 360 | 360 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 360 |
| 15 | 農林水産課 | 有害鳥獣捕獲事業補助金 | 猟友会丸亀支部 猟友会綾歌支部 飯山地区有害鳥獣対策協議会 丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 有害鳥獣による水稲、野菜及び果樹園等の被害を食い止めるため、害鳥等の捕獲を目的とする。 | 有害鳥獣の捕獲を依頼する猟友会の運営に対する補助金 補助率 定額 | 1,400 | 1,412 | 1,103 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 1,120 |
| 16 | 農林水産課 | 中山間地域等直接支払制度推進事業交付金 | 綾歌町富熊大原地区 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H12 | 農業生産条件の不利な指定地域で、今後とも農業生産活動を継続することを市と協定を結び実施する集落に対し交付金を交付する国の制度に基づく事業を実施する集落の農業振興を図る。 | 国の制度により農業生産条件の不利な地域で行う共同活動に対する補助金 補助率 国・県・市 各1/3 | 724 | 724 | 724 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 727 |

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | 説明 | H27年度 予算額 (千円) | |
|----|-------|-----------------------|---------------|-----------------------------------|-----------|------|--|---|-----------|-------|-------|-----------|---|-------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 17 | 農林水産課 | 栗熊東生産森林組合運営補助金 | 栗熊東生産森林組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H4 | 組合員共同による森林経営等及びこれらに付帯する事業を行うことで、組合員の経済的社会的地位の向上を図る。 | 栗熊東森林組合で定めている義務的経費の一部を補助する。 | 220 | 140 | 140 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 140 |
| 18 | 農林水産課 | 単独県費造林事業補助金 | 森林所有者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ア 一時的なもの | H17 | 林業の振興を図ること。森林の公益的機能(水源涵養・土砂災害防止・二酸化炭素の吸収等)の増進を図られる。 | 制度等:森林所有者や森林組合などが行う造林事業に対し、補助金を交付する。 補助率:国又は県の補助対象事業については10分の5以内、その他の事業については10分の2以内 | 0 | 0 | 0 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 198 |
| 19 | 農林水産課 | 丸亀地区水産振興対策協議会運営補助金 | 丸亀地区水産振興対策協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 丸亀市における漁業の構造改善・漁業経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。 | 丸亀地区水産振興対策協議会で定めている義務的経費の一部を補助する。 | 500 | 500 | 500 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 500 |
| 20 | 農林水産課 | 丸亀市淡水漁業組合運営補助金 | 丸亀市淡水漁業組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 丸亀市における内水面漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。 | 丸亀市淡水漁業組合で定めている義務的経費の一部を補助する。 | 150 | 150 | 150 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 150 |
| 21 | 農林水産課 | 重要稚仔放流事業(海面)補助金(市単事業) | 丸亀市漁業協同組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。 | 制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。 | 400 | 400 | 628 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 1068 |
| 22 | 農林水産課 | 漁船漁具保全施設設置事業補助金 | 丸亀市漁業協同組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ア 一時的なもの | H17 | 漁船の耐久性の確保及び燃料効率の向上などによる経営コストの削減、作業の効率化が期待でき、水産業の振興や地域の活性化を図る。 | 制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の6(県4/10、市2/10)。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。 | 0 | 0 | 0 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 600 |
| 23 | 農林水産課 | 重要稚仔放流事業(海面)補助金(県単事業) | 丸亀地区水産振興対策協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。 | 制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。 | 3,000 | 3,000 | 4,000 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 4,000 |
| 24 | 農林水産課 | 海面清掃事業補助金 | 丸亀地区水産振興対策協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 漁業操業の安全確保を図るため、海面に浮遊したり海浜の打ち上げられた廃棄物を回収し、きれいな海を取り戻すことを目的とする。 | 制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。 | 400 | 385 | 400 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 400 |
| 25 | 農林水産課 | 漁場汚染防止事業補助金 | 中讃海域漁場環境整備協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | S49 | 漁場を漂流する各種廃棄物を除去することにより、漁場環境の維持と水産資源の安全を図るとともに操業の安全を確保する。 | 制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。 | 300 | 300 | 300 | (1)継続するもの | ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等 | 300 |
| 26 | 農林水産課 | 漁業近代化資金利子補給金 | 市内漁協の組合員 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 漁業の構造改善・漁場経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。 | 制度等:漁業近代化資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率:利子の1.00% | 70 | 27 | 0 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 700 |

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | H27年度 予算額 (千円) | | |
|----|-------|---------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|-----------|------|---|---|-----------|--------|--------|----------------------|---|---------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 27 | 農林水産課 | 漁業者緊急支援資金利子補給金 | 市内漁協の組合員 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ア 一時的なもの | H22 | 国の緊急経済対策に伴い、資金繰りに窮(きゅう)している中小漁業者を対象に、債務の整理等促進し、中・長期的経営資金を供給することで、漁業活動の維持増進と活性化を支援することを目的とする。 | 制度等：漁業者緊急支援資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.10% | 65 | 49 | 39 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 50 |
| 28 | 農林水産課 | ノリ養殖経営強化対策資金利子補給金 | 市内漁協の組合員でノリ養殖業を営んでいる者 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | ノリ養殖業の着業・運転に必要な資金の融資を行う機関に対し、利子補給金を交付することにより、ノリ養殖業を継続して行える経営の環境と安定を図る。 | 制度等：ノリ養殖経営強化対策資金を市内のノリ養殖業者に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.35% | 0 | 0 | 0 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 10 |
| 29 | 農林水産課 | 多面的機能支払交付金事業補助金(旧農地・水保全管理支払交付金) | 市内農業者等 (～H26 中讃地域協議会) | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H19 | 農業生産の基盤となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていくことを目的とする。 | 活動区域内の農振農用地面積を基に助成金額を算定する。市の負担割合は1/4。 | 17,194 | 17,643 | 27,476 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 125,000 |
| 30 | 農林水産課 | 丸亀市土地改良区運営補助金 | 丸亀市土地改良区 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 丸亀市内の土地改良事業を行う団体相互の連絡協議により、土地改良事業の円滑な推進を図る。 | 市内土地改良団体の運営に対する補助金。 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 3,100 |
| 31 | | 綾歌土地改良団体連絡協議会運営補助金 | 綾歌土地改良団体連絡協議会 | | | | | | 1,600 | 1,600 | 1,600 | | | 1,600 |
| 32 | | 飯山町土地改良団体連絡協議会運営補助金 | 飯山町土地改良団体連絡協議会 | | | | | | 1,600 | 1,600 | 1,600 | | | 1,600 |
| 33 | 農林水産課 | 農業基盤整備(道路・圃場整備)借入金補助金 | 綾歌・飯山町土地改良事業団体連絡協議会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | ほ場整備や農道建設に伴う自己負担分に対する個人の借入金の返済分を公費で負担する制度である。 ※旧飯山、旧綾歌町で実施されていた補助金であり、合併前に廃止されていたが、借入残高の返済分だけが補助金として残っている。 | ほ場整備や農道建設に伴う自己負担分に対する個人の借入金の返済分を公費で負担する制度である。 ※旧飯山、旧綾歌町で実施されていた補助金であり、合併前に廃止されていたが、借入残高の返済分だけが補助金として残っている。 | 4,694 | 3,801 | 1,593 | (3)休止又は減額するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 0 |
| 34 | 農林水産課 | 単独県費補助土地改良事業補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 土地改良区等が行う土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。 | 土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し県の上乗せ補助。 補助率：市30～40% 県50% | 53,542 | 36,097 | 57,138 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 43,000 |
| 35 | 農林水産課 | 単独市費補助土地改良事業補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 土地改良区等が行う簡易な土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。 | 土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し補助金の交付を行う。 補助率：80～90% | 4,819 | 7,005 | 11,330 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 12,000 |

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | 説明 | H27年度 予算額 (千円) | |
|----|-------|--------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|------|--|---|-----------|--------|--------|-----------|---|--------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 36 | 農林水産課 | 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資することを目的とする。 | 農業水利施設等の改修の経費を5年間積み立てて行う事業の国・県の上乗せ補助。補助率：市30% 国30% 県30% | 1,425 | 858 | 2,268 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 1,923 |
| 37 | 農林水産課 | 新規就農者確保事業補助金 | 新規就農者 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | イ 短期的なもの | H24 | 就農直後の所得の不安定な当初5年間について、年額150万円を給付することにより、新規就農者の定着を図る。 | 新規就農者に年額150万円を給付補助率 全額国費 定額 150万/人 | 4,500 | 14,250 | 15,750 | (1)継続するもの | ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等 | 16,500 |
| 38 | 農林水産課 | 環境保全型農業直接支援対策事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H23 | 環境に配慮した生産管理を行なう農業者に対して助成を行なうことにより、環境保全型農業の推進を図る。 | 有機栽培等環境を保全する農業生産を行なった農業者に補助金を交付する。国から農業者へ4,000円/10aを直接交付し県と市で4,000円/10aの補助金を交付する。 | 84 | 132 | 183 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 500 |
| 39 | 農林水産課 | ため池草刈業務補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。 | ため池、農業用水路等の維持管理の費用の一部を補助する。 | 128 | 897 | 900 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 900 |
| 40 | 農林水産課 | 地域を支える集落営農組織設立支援事業補助金 | 集落営農組織等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 集落営農組織の新規設立及び経営規模の拡大や多角化、複合化など高度な経営展開に向けた取組みを推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図る。 | 集落営農を目指す集落に対して会議費等の助成行なう。全額県費 定額10万/集落 集落営農組織が導入する農業用施設等に対する補助金 県補助率 1/3 | 374 | 2,300 | 1,100 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 100 |
| 41 | 農林水産課 | 地域を支える集落営農経営発展支援事業補助金 | 集落営農組織等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H26 | 農業生産法人が自らの経営発展のため導入する機械・施設に対して補助を行うことで、機械等導入に係るコストの低減を図り、法人経営の安定を目指す。 | 対象法人数 5法人 (県)事業費×1/3 (市)事業費×15% | — | — | 2,276 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 19,761 |
| 42 | 農林水産課 | 新規就農者の里親育成事業補助金 | 認定農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 新規就農希望者を研修生として受け入れる農業者等に研修指導費用の助成を行なうことにより、新規就農者の育成・確保を図る。 | 研修生を受け入れる農業者等に助成 全額県費 1人当り5万/月 1里親最大2名まで | 600 | 600 | 0 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 0 |
| 43 | 農林水産課 | 聖池維持管理事業補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。 | ため池等の維持管理の費用の一部を補助する。県と交互(2年に1度) | 0 | 189 | 0 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 190 |
| 44 | 農林水産課 | 農業基盤整備促進事業補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 土地改良施設の改修工事に対し、上乗せ補助することにより、農家の負担を軽減する。 | 土地改良施設の改修工事に対する国・県の上乗せ補助。補助率：市25% 国50% 県20% | 7,800 | 0 | 8,600 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 8,360 |
| 45 | 農林水産課 | 香川県強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)整備事業補助金 | 香川県農業協同組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H23 | 農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築のため、生産体制の強化や高品質化、低コスト化等に必要共同利用施設の整備等を行なう。 | 産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等に対する補助金 全額国費 補助率 1/2 | — | 49,891 | 0 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 0 |

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 見直し基準該当項目 | | | 説明 | H27年度 予算額 (千円) | |
|----|-------|-----------------------|---------------|-----------------------------------|-----------|------|---|---|-----------|-----|-------|----------------|---|-------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | | | |
| 46 | 農林水産課 | 優良園地継承事業補助金 | 香川県農業協同組合 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H25 | 国内外の産地間競争の中、県オリジナル品種を中心とした高品質な県推奨の果実である「さぬき讚フルーツ」の生産拡大に向けた体制の強化を図る。 | 「さぬき讚フルーツ」対象品目である市特産の桃を対象に生産者部会による離農農家の優良園地の選定、利用計画の作成等に要する経費の助成を行なう。 全額県費 定額10万円 | | 100 | 100 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 0 |
| 47 | 農林水産課 | 新規就農者の経営発展支援事業補助金 | 新規就農者 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 新規就農者が経営発展のために整備に必要な費用の助成を行なうことにより、新規就農者の経営発展を図る。 | 新規就農者が整備する農業機械及び施設等に対する補助金 全額県費 補助率1/3 | — | — | 5,914 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 2,900 |
| 48 | 農林水産課 | おいでまい生産・販売拡大対策事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 「おいでまい」の導入推進と販売力向上のため、生産者が米調整時に使用するライスグレーダーのふりいを助成することにより、品質の向上を図る。 | 「おいでまい」を作付けする農業者を対象にライスグレーダーのふりい購入に対する補助金 全額県費 補助率 定額 1農家1万円 | — | — | 530 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 500 |
| 49 | 農林水産課 | 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 | 市内農業者等 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ア 一時的なもの | H26 | 平成25年度の大雪により被害を受けた農業用施設の再建を支援する。 | 補助率:事業費の内国費1/2以内、 県費1/5 市費15% | — | — | 3,463 | (2)原則として廃止するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 0 |
| 50 | 農林水産課 | 人・農地プラン作成加速化支援事業補助金 | 法人化をめざす集落営農組織 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | イ 短期的なもの | H26 | 集落営農組織が法人化する際に、その取り組みを支援する。 | 補助率定額で1法人につき40万円。 | — | — | 3,100 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 2,000 |
| 51 | 農林水産課 | 農地集積支援事業補助金 | 市内農業者等 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H26 | 農地機構に農地を貸し付ける農地の出し手に対する補助と経営転換や離農により機構に農地を貸し付ける農業者に対する補助。 | 農地の出し手には2万円/10a 経営転換や離農者には30万円/1戸 | — | — | 794 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 6,000 |
| 52 | 農林水産課 | 明日の農業を守る鳥獣被害防止対策事業補助金 | 市内農業者等 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H26 | 有害鳥獣の田畑への侵入を防ぐ防護柵を設置しようとする農業者に対する補助 27年度繰越 | 有害鳥獣侵入防止柵設置 4,000,000円×1/2 | — | — | 2,000 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 0 |
| 53 | 農林水産課 | 香川6次産業化推進整備事業補助金 | 市内農業者等 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H26 | 農業者自ら又は他産業等と連携し、農産物の加工・販売に取り組み6次産業化を促進しようとする者がその取り組みに必要な機械・施設等の導入に対する補助 27年度繰越 | 事業費×1/3(県) 事業費×15%(市) | — | — | 966 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 0 |
| 54 | 農林水産課 | ほ場整備法手続業務補助金 | 丸亀市土地改良区他 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H27 | 土地改良施設の改修工事の法手続きに対し、上乘せ補助することにより、農家の負担を軽減する。 | 土地改良施設の改修工事の法手続業務委託に対する補助。 補助率:市50% | — | — | — | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 1,200 |